

令和7年度 滋賀県環境審議会 環境企画部会（第3回）議事概要

1 日 時 令和7年10月20日（月） 10:00 ~ 11:50

2 方 法 Zoomによるオンライン会議

3 出席者 別紙委員名簿のとおり

4 議 事

- (1) 環境アセスメント制度の見直し（第2次答申案）について
- (2) 第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検について
- (3) 第四次滋賀県環境学習推進計画の進行管理について

5 議事概要

- (1) 環境アセスメント制度の見直し（第2次答申案）について

○事務局から答申案について説明し、答申案の決定について部会長に一任する旨が決議された。

～質疑応答～

	委員からの質問・意見要旨	事務局回答要旨
1	本案を関係者はよく取りまとめたように思う。	—
2	今回は、部会関係者としっかり意思疎通をして詳細まで精査できたので、海外の基準と比べても遜色のないものに仕上がっている。本案に沿った制度見直しが行われても環境保全上の問題は生ずることはないとと思う。 また、制度の周知についても、今後しっかり取り組まれたい。	—
3	攻めの環境保全ということで、行き過ぎたことにならないか懸念していたが、答申案をみて、滋賀らしいものになったと認識。	—
4	資料1-1に記載のあるアセス条例の施行状況をみると、レクリエーション事業の建設事業が23件と最も多く、次いで廃棄物処理施設の建設事業14件となっている。 今後、滋賀県の自然環境保全を担保しつつ、どういう方向でアセスに関連する開発・事業が行われることが望ましいと認識しているのか。	攻めの環境保全としているのは、真に必要な場所にリソースを集中して、より効果的な環境保全の取組を促進したいがためである。 今回の制度改正は、工場・工業団地開発を念頭においたものであり、周辺環境に配慮しながら工場・工業団地開発がなされることを期待する。
5	手続き緩和にならないエリアとして列挙されている「河川から200mの範囲」のところでは、なぜ主要27河川に限定しているのか理由を確認したい。	主要27河川は、県が環境基準を設定する等して、水質モニタリングを実施している河川であって、各地域の主要河川になるので、ここを記載すれば、主要な場所は網羅できると考えられる

		こと。また、生物多様性しが戦略の中で、生物多様性の価値基準の高い場所として設定されている場所と、主要 27 河川から 200mの範囲が一定重複していること。加えて条例等を制定するまでの技術的な利用も考慮して主要 27 河川に限定した。
6	【確認】 一級河川でも、設定されないものがあるという認識でよいか。	然り。
7	【意見】 初めて「攻めの環境保全」という言葉を聞いたときには、特殊性というか奇妙なものを感じた。これはあくまで、環境アセスメントに関するものであり、アセスメントといえば、まず事業ありきであるから、“攻める”というのはどういうことかと思ったのであるが、意味としては、社会活動、経済活動を含めた環境保全であると理解することができた。 また、今後、県全体で捉えると、社会活動、経済活動、環境保全の調和による「攻めの環境保全」が実行されることになると思うが、特定の地域に負担をかけることのないようにしてもらいたいと考えている。	貴重なご意見に感謝申し上げる。

(2) 第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検について

○事務局から答申案について説明（口述掲載略）

～質疑応答～

質問・意見要旨	事務局回答要旨
1 ①各評価指標については、「地域資源の適切な活用」「環境負荷の削減」「環境への投資・貢献」の3つの観点のうちのいずれかで点検が行われているが、設定が適当でないと思われるものが散見されるので、当該観点で評価する意味を含めて改めて検討されたい。 ②評価区分について、改善と横ばいのものについては、区別できるようA+を設けるなどする方がよいのではないか。（「三方よしフードエコ推奨店の累計登録店舗数」は大きく増えているようなので、横ばいの評価のものと一線を画す方がよい）	①指標ごとに選択している観点は、各事業を所管している所属が決定しており、以前から変わっていないところも結構ある可能性がある。今後、照会する際には改めて、選択が適当か検討するよう促したい。 ②区分については、検討を進めたい。

2	評価指標ごとの観点の選択や、その他検討すべきことについて、事務局から全委員あてにメールで意見を求められたい。	承知した。
---	--	-------

(3) 第四次滋賀県環境学習推進計画の進行管理について

○事務局から答申案について説明（口述掲載略）

～質疑応答～

委員からの質問・意見要旨	事務局回答要旨
1 40代の保全行動割合が低いことだが、休日に行われるような活動（琵琶湖の清掃）だけでなく、日常の行動をうまく掬いあげるような設問になっているのか。	取り組む行動の例示のなかに、暮らしの中でできる環境保全行動例を挙げている。
2 小学校の教員をして立場から意見する。滋賀らしい教育といえば、環境教育だと思う。 先日の国スポ開会式におけるオープニングプログラムで、うみのこ周航歌「希望の船」が流れたのだが、会場全体で大合唱となり、非常に感激した。 「うみのこ」は、小学校教員にとって準備に一番気をつかう学校行事であり、環境教育に大きな役割を果たしている。昭和46年以降に生まれた方は、ほぼ全員乗船しており、故に国スポ開会式で「希望の船」を多数の方が歌えたのだろうと思う。 機会があれば、本審議会委員にも乗船してほしい。ぜひ皆で「うみのこ」による環境学習は素晴らしいと情報発信をすることで、運営する学校教員のモチベーションも上がる。 また、P19「8まとめ」の記述に、『「社会づくり」のギアモデルを意識した環境学習』とあるが、今後ますますの浸透を期待する。	ご意見のとおり、「うみのこ」は滋賀県の環境学習を代表するものだと認識。 また、関西広域連合でも、年2回、関西の小学4年、5年生とその保護者向けに「うみのこ」を活用した環境学習を実施している（学習船「うみのこ」親子体験航海）。例年多数の応募があり、県外に転出された方が、子どもにも「うみのこ」を体験させたいという思いで参加される方もいるところで、大変ありがたい。 本県の環境リテラシーを高める重要な役割を「うみのこ」や学校教育が担っていただいている。これからも、「うみのこ」を活用して、本県の環境保全行動を盛り上げていきたいと考えている。
3 先日、琵琶湖博物館で、東京から来た大学生等に琵琶湖システムを紹介する取組を行った。その中で、「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」の活動も紹介したところ、琵琶湖愛を子どものときから育てる環境学習として非常に有意義であると評価を受けたので、情報を共有する。	—
4 （「参考」として沖縄県のセンターの事例を報告いただいたが）琵琶湖環境学習センターでも、	書籍やビデオのほかに、水生生物調査をする際のたも網であるとか、顕微鏡も貸し出している

	同様に図書やビデオ等の貸し出しは実施されているのか。	る。
5	<p>【今後に向けたコメント】</p> <p>県政モニターアンケートの回答者についてだが、県政に関心のある方ということなので、熱心な方々の回答であるのではないかと思う。</p> <p>マイバック持参率についても国のアンケート調査結果と開きがあると思うので、丁寧にフォローしていくのであれば、行動別に質問していくとか、比較的環境保全意識の高い方の回答であると留意すべき。</p>	<p>行動別に質問するということについては、今後検討を進めていきたい。</p> <p>また、回答者がそもそも環境保全意識の高い層ではないかということについては、確かにそういう部分もあるのかもしれないが、確かめる術がない。世論調査を活用してみるなども検討していきたい。</p>
6	環境学習の関連事業に携わっている方のモチベーションについて調査しているのか。	モチベーションという観点では、調査していない。
7	<p>【上記質問に関連して】</p> <p>記述式で聞いているのもよいのではないか。</p>	前向きに検討していきたい。

以上